

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.001

処 分 名	防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置
処 分 の 概 要	防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権原を有する関係者（特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第5条第1項
処 分 基 準	◎防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 ・火災の予防に危険であると認めること。 ・消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めること。 ・火災が発生したならば人命に危険であると認めること。 ・その他火災の予防上必要があると認めること。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに具体的な火災発生危険又は支障について判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■消防法 第5条第1項 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権原を有する関係者（特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。ただし、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.002

処 分 名	防火対象物の使用禁止、停止又は制限の命令
処 分 の 概 要	防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、消防法の規程により命ぜられた必要な措置の履行状況又は消防法の規程による命令によっても、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合は防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第5条の2第1項
処 分 基 準	◎防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、消防法令により命ぜられた必要な措置の履行状況又は消防法令による命令によっても、引き続き次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 ・火災の予防に危険であると認めること。 ・消火、避難その他の消防の活動の支障となると認めること。 ・火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認めること。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに、具体的な火災発生の危険又は支障について判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	

■消防法

第5条の2第1項 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について次のいずれかに該当する場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

一 前条第1項、次条第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合

二 前条第1項、次条第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.003

処 分 名	防火対象物における火災予防に必要な措置の命令
処 分 の 概 要	防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第5条の3第1項
処 分 基 準	◎防火対象物において、次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 ・火災の予防に危険である行為と認めること。 ・火災の予防に危険である物件と認めること。 ・消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件と認めること。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに具体的な火災発生の危険又は支障について判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第5条の3第1項 消防長、消防署長その他の消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者（特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者。次項において同じ。）に対して、第3条第1項各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.004

処 分 名	防火管理者を定めるべき旨の命令
処 分 の 概 要	防火管理者の選任義務のある防火対象物において、防火管理者が定められていないと認める場合には、防火管理者を定めるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条第3項
処 分 基 準	◎防火管理者の選任義務のある防火対象物において、防火管理者が定められていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第8条第3項 消防長又は消防署長は、第1項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる 第8条第1項 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める2以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.005

処 分 名	防火管理者の行うべき業務についての措置命令
処 分 の 概 要	防火管理者の選任義務のある防火対象物において、防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行われていないと認める場合には、権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条第4項
処 分 基 準	◎防火管理者の選任義務のある防火対象物において、防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は消防法第8条第1項の消防計画に従って行われていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■消防法 第8条第4項 消防長又は消防署長は、第1項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 第8条第1項 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める2以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.006

処 分 名	統括防火管理者を定めるべき旨の命令
処 分 の 概 要	統括防火管理者の選任義務のある防火対象物において、統括防火管理者が定められていないと認める場合には、権原を有する者に対し、防火管理者を定めるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の2第5項
処 分 基 準	◎統括防火管理者の選任義務のある防火対象物において、統括防火管理者が定められていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第8条の2第5項 消防長又は消防署長は、第1項の防火対象物について統括防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により統括防火管理者を定めるべきことを命ずることができる 第8条の2第1項 高層建築物（高さ31mを超える建築物をいう。第8条の3第1項において同じ。）その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられらものと当該地下道とを合わせたものをいう。以下同じ。）でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちからこれらの防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する防火管理者（以下この条において「統括防火管理者」という。）を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.007

処 分 名	統括防火管理者の行うべき業務についての措置命令
処 分 の 概 要	統括防火管理者の選任義務のある防火対象物において、統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行われていないと認める場合には、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の2第6項
処 分 基 準	◎統括防火管理者の選任義務のある防火対象物において、統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は消防法第8条の2第1項の消防計画に従って行われていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第8条の2第6項 消防長又は消防署長は、第1項の規定により同項の防火対象物の全体について統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は同項の消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 第8条の2第1項 高層建築物（高さ31mを超える建築物をいう。第8条の3第1項において同じ。）その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられらたものと当該地下道とを合わせたものをいう。以下同じ。）でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちからこれらの防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する防火管理者（以下この条において「統括防火管理者」という。）を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.008

処 分 名	防災管理者を定めるべき旨の命令
処 分 の 概 要	防災管理者の選任義務のある建築物その他工作物において、防災管理者が定められていないと認める場合には、防災管理者を定めるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条第1項において準用する同法第8条第3項
処 分 基 準	◎防災管理者の選任義務のある建築物その他工作物において、防災管理者が定められていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第36条第1項 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。（略）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.009

処 分 名	防災管理者の行うべき業務についての措置命令
処 分 の 概 要	防災管理者の選任義務のある建築物その他の工作物において、防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行われていないと認める場合には、権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条第1項において準用する同法第8条第4項
処 分 基 準	◎防災管理者の選任義務のある建築物その他の工作物において、防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行われていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第36条第1項 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。（略）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.010

処 分 名	統括防災管理者を定めるべき旨の命令
処 分 の 概 要	統括防災管理者の選任義務のある建築物その他の工作物において、統括防災管理者が定められていないと認める場合には、権原を有する者に対し、統括防災管理者を定めるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条第1項において準用する同法第8条の2第5項
処 分 基 準	◎統括防災管理者の選任義務のある建築物その他の工作物において、統括防災管理者が定められていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第36条第1項 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。（略）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.011

処 分 名	統括防災管理者の行うべき業務についての措置命令
処 分 の 概 要	統括防災管理者の選任義務のある建築物その他の工作物において、統括防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行われていないと認める場合には、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条第1項において準用する同法第8条第6項
処 分 基 準	◎統括防災管理者の選任義務のある建築物その他の工作物において、統括防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行われていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第36条第1項 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。（略）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.012

処 分 名	自衛消防組織を設置すべき旨の命令
処 分 の 概 要	自衛消防組織を置かなければならない防火対象物において、自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、自衛消防組織を置くべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の2の5第3項
処 分 基 準	◎自衛消防組織を置かなければならない防火対象物において、自衛消防組織が置かれていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第8条の2の5第3項 消防長又は消防署長は、第1項の自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により自衛消防組織を置くべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.013

処 分 名	防火対象物の定期点検虚偽等表示除去、消印命令
処 分 の 概 要	防火対象物点検基準に適合しないで表示が付されているもの又は総務省令で定められている表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の2の2第4項
処 分 基 準	◎次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 ・防火対象物点検基準に適合しないで表示が付されていること。 ・総務省令で定められている表示と紛らわしい表示が付されていること。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第8条の2の2第4項 消防長又は消防署長は、防火対象物で第2項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.014

処 分 名	防火対象物定期点検報告制度の特例認定の取消し
処 分 の 概 要	防火対象物定期点検報告制度の特例認定を受けた防火対象物について、偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき、消防法令による命令がされたとき、又は特例認定の基準に該当しなくなったときは当該認定を取り消さなければなりません。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の2の3第6項
処 分 基 準	◎防火対象物定期点検報告制度の特例認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 ・ 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したこと。 ・ 消防法令による命令がされたこと。 ・ 特例認定の基準に該当しなくなったこと。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■消防法 第8条の2の3第6項 消防長又は消防署長は、第1項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。 一 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。 二 第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたとき。 三 第1項第3号に該当しなくなったとき。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.015

処 分 名	防火対象物定期点検報告制度の特例認定の虚偽等表示除去、消印命令
処 分 の 概 要	防火対象物定期点検報告制度の特例基準に適合しないで表示が付されているもの又は総務省令で定められている表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条2の3第8項
処 分 基 準	◎次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 ・防火対象物定期点検報告制度の特例基準に適合しないで表示が付されていること。 ・総務省令で定められている表示と紛らわしい表示が付されていること。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第8条の2の3第8項 前条第3項及び第4項の規定は、前項の表示について準用する。 第8条の2の2第3項 何人も、防火対象物に、前項に規定する場合を除くほか同項の表示を付してはならず、又は同項の表示と紛らわしい表示を付してはならない。 第8条の2の2第4項 消防長又は消防署長は、防火対象物で第2項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.016

処 分 名	防災管理定期点検虚偽等表示除去、消印命令
処 分 の 概 要	防災管理点検基準に適合しないで表示が付されているもの又は総務省令で定められている表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第4項
処 分 基 準	◎次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 ・ 防災管理点検基準に適合しないで表示が付されていること。 ・ 総務省令で定められている表示と紛らわしい表示が付されていること。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第36条第1項 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。（略）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.017

処 分 名	防災管理点検報告制度の特例認定の取消し
処 分 の 概 要	防災管理点検報告制度の特例認定を受けた建築物その他の工作物について、偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき、消防法令による命令がされたとき、又は特例認定の基準に該当しなくなったときは当該認定を取り消さなければなりません。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第6項
処 分 基 準	◎防災管理点検報告制度の特例認定を受けた建築物その他の工作物について、次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 ・偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したこと。 ・消防法令による命令がされたこと。 ・特例認定の基準に該当しなくなったこと。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■消防法 第36条第1項 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。（略）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.018

処 分 名	防災管理点検報告制度の特例認定の虚偽等表示除去、消印命令
処 分 の 概 要	防災管理点検報告制度の特例基準に適合しないで表示が付されているもの又は総務省令で定められている表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第8項
処 分 基 準	◎次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 ・ 防災管理点検報告制度の特例基準に適合しないで表示が付されていること。 ・ 総務省令で定められている表示と紛らわしい表示が付されていること。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第36条第1項 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。（略）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.019

処 分 名	消防用設備等の設置維持命令
処 分 の 概 要	防火対象物において、消防用設備等が設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該設備等技術基準に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和２３年７月２４日法律第１８６号）第１７条の４第１項
処 分 基 準	◎防火対象物において、消防用設備等が設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成２６年４月１日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第１７条の４第１項 消防長又は消防署長は、第１７条第１項の防火対象物における消防用設備等が設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等技術基準に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。 ■消防法 第１７条第１項 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.020

処 分 名	特殊消防用設備等の設置維持命令
処 分 の 概 要	防火対象物において、消防法の規定により認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該設備等設置維持計画に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第17条の4第2項
処 分 基 準	◎防火対象物において、消防法の規定により認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■消防法 第17条の4第2項 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における同条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。 第17条第3項 第1項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）であつて、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものをを用いる場合には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、前2項の規定は、適用しない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.021

処 分 名	屋外における火災予防に必要な措置の命令
処 分 の 概 要	屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第3条第1項
処 分 基 準	◎屋外において、次のいずれかの要件に該当する場合は処分の対象となります。 ・火災の予防に危険であると認める行為 ・火災の予防に危険であると認める物件 ・消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに周囲の事情を勘案し、具体的な危険又は支障について判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■消防法 第3条第1項 消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第6章及び第35条の3の2を除き、以下同じ。）、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 - 一 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備 - 二 残火、取灰又は火粉の始末 - 三 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理 - 四 放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:消防本部予防課 No.022

処 分 名	指定催しの指定
処 分 の 概 要	祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定することがあります。
根拠条例等・条項	春日部市火災予防条例（平成１７年１０月１日条例第１６６号）第４２条の２第１項
処 分 基 準	◎祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち次の要件に該当し、かつ、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認める催しは指定の対象となります。 (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、ふじ通り、かすかべ大通り、公園橋通り等の道路、その他の場所を会場として開催するもので、一日あたりの人出予想が１０万人以上であるもの。 (2) 主催する者が出店を認める露店等の数が１００店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであるもの。
設 定 年 月 日	平成２６年８月１日
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市火災予防条例 第４２条の２ 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第５条の２第１項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定することがあります。 ■春日部市火災予防事務に関する告示 第６条 春日部市火災予防条例（平成１７年条例第１６６号）第４２条の２第１項の規定により消防長が別に定める要件は、次のとおりとする。 (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、ふじ通り、かすかべ大通り、公園橋通り等の道路、その他の場所を会場として開催するもので、一日あたりの人出予想が１０万人以上であるもの。 (2) 主催する者が出店を認める露店等の数が１００店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであるもの。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.023

処 分 名	危険物の貯蔵取扱基準適合命令（移動タンク貯蔵所を除く。）
処 分 の 概 要	製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の貯蔵又は取扱いが消防法に規定する技術上の基準に違反していると認めるときは、消防法に規定する技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第11条の5第1項
処 分 基 準	◎製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所において、危険物の貯蔵又は取扱いが消防法に規定する技術上の基準に違反していると認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■消防法 第11条の5第1項 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第10条第3項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。 ■消防法 第10条第3項 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。 ■危険物の規制に関する政令 第4章 貯蔵及び取扱の基準

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.024

処 分 名	危険物の貯蔵取扱基準適合命令（移動タンク貯蔵所）
処 分 の 概 要	移動タンク貯蔵所において、危険物の貯蔵又は取扱いが消防法に規定する技術上の基準に違反していると認めるときは、消防法に規定する技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第11条の5第2項
処 分 基 準	◎移動タンク貯蔵所において、危険物の貯蔵又は取扱いが消防法に規定する技術上の基準に違反していると認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第11条の5第2項 市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第4項において同じ。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第10条第3項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。 ■消防法 第10条第3項 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。 ■危険物の規制に関する政令 第4章 貯蔵及び取扱の基準

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.025

処 分 名	危険物施設の位置、構造及び設備の基準適合命令
処 分 の 概 要	製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が消防法に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第12条第2項
処 分 基 準	◎製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が消防法に規定する技術上の基準に適合していないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■消防法 第12条第2項 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。 ■消防法 第10条第4項 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。 ■危険物の規制に関する政令 第3章 製造所等の位置、構造及び設備の基準

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.026

処 分 名	危険物施設の許可取消、使用停止命令
処 分 の 概 要	製造所、貯蔵所又は取扱所において、許可を受けないで位置、構造又は設備を変更した場合や、完成検査を受けないで使用した場合又は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置等の措置命令などに違反した場合は、許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第12条の2第1項
処 分 基 準	◎製造所、貯蔵所又は取扱所において、次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 ・許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したと認めること。 ・完成検査を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したと認めること。 ・製造所、貯蔵所又は取扱所の位置等の措置命令に違反したと認めること。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■消防法 第12条の2第1項 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、第11条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。 - 一 第11条第1項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。 - 二 第11条第5項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。 - 三 前条第2項の規定による命令に違反したとき。 - 四 第14条の3第1項又は第2項の規定に違反したとき。 - 五 第14条の3の2の規定に違反したとき。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.027

処 分 名	危険物施設の使用停止命令
処 分 の 概 要	製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の貯蔵、取扱に関する命令に違反した場合や、危険物の保安に関する規程に違反した場合又は、危険物保安統括管理者等解任命令に違反した場合は、期間を定めてその使用の停止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和２３年７月２４日法律第１８６号）第１２条の２第２項
処 分 基 準	◎製造所、貯蔵所又は取扱所において、次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 ・危険物の貯蔵、取扱に関する命令に違反したと認めること。 ・危険物の保安に関する規程に違反したと認めること。 ・危険物保安統括管理者等解任命令に違反したとき。 なお、使用停止の期間は違反状態の是正のために必要な期間としています。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成２６年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第 12 条の 2 第 2 項 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。

- 一 第 11 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第 12 条の 7 第 1 項の規定に違反したとき。
- 三 第 13 条第 1 項の規定に違反したとき。
- 四 第 13 条の 2 第 4 第 1 項の規定による命令に違反したとき。

■消防法

第 11 条の 5 （危険物の貯蔵取扱基準適合命令）

■消防法

第 12 条の 7 （危険物の保安に関する業務を統括管理する者）

■消防法

第 13 条 （危険物の保安を監督する者）

■消防法

第 13 条の 2 第 4 （危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.028

処 分 名	危険物施設の緊急使用停止命令等
処 分 の 概 要	公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第12条の3第1項
処 分 基 準	◎公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合は処分の対象となります。 なお、「公共の安全の維持又は災害防止のため緊急の必要があるとき」とは、危険物施設又はその周囲の状況が公共の安全の維持の上で危険な状況となった場合で、危険な状態が当該危険物施設にあるか否かを問わないものです。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第12条の3第1項 市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.029

処 分 名	危険物保安統括管理者等解任命令
処 分 の 概 要	危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者が、消防法若しくは消防法に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和２３年７月２４日法律第１８６号）第１３条の２４第１項
処 分 基 準	◎次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 ・危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者が、消防法若しくは消防法に基づく命令の規定に違反したとき。 ・危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めること。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成２６年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第 13 条の 2 第 1 項 市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第 12 条の 7 第 1 項又は第 13 条第 1 項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。

■消防法

第 12 条の 7 第 1 項 同一事業所において政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者で、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるところにより、危険物保安統括管理者を定め、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理させなければならない。

■消防法

第 13 条第 1 項 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、甲種危険物取扱者（甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）又は乙種危険物取扱者（乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）で、6 月以上危険物取扱いの実務経験を有するもののうちから危険物保安監督者を定め、総務省令で定めるところにより、その者が取り扱うことができる危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.030

処 分 名	予防規程の変更命令
処 分 の 概 要	火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和２３年７月２４日法律第１８６号）第１４条の２第３項
処 分 基 準	◎認可を受けた予防規程が、消防法に規定する技術上の基準に適合しなくなったときその他火災の予防上適当でなくなった場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成２６年４月１日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第１４条の２第３項 市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.031

処 分 名	事故時の応急措置命令（移動タンク貯蔵所を除く。）
処 分 の 概 要	製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所において、危険物の流出その他の事故が発生したときに、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第16条の3第3項
処 分 基 準	◎危険物の流出その他の事故が発生した製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所において、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じていないと認める場合は処分の対象となります。 なお、処分の性質上、どのような場合にいかなる措置命令を行うかは、個々の事案ごとに危険物の流出その他の事故の状況に基づき判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■消防法 第16条の3第3項 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。 第16条の3第1項 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.032

処 分 名	事故時の応急措置命令（移動タンク貯蔵所）
処 分 の 概 要	移動タンク貯蔵所において、危険物の流出その他の事故が発生したときに、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第16条の3第4項
処 分 基 準	◎危険物の流出その他の事故が発生した移動タンク貯蔵所において、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じていないと認める場合は処分の対象となります。 なお、処分の性質上、どのような場合にいかなる措置命令を行うかは、個々の事案ごとに危険物の流出その他の事故の状況に基づき判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■消防法 第16条の3第4項 市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第6項において準用する第11条の5第4項において同じ。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第1項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。 第16条の3第1項 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.033

処 分 名	無許可施設等に対する措置命令
処 分 の 概 要	危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認又は危険物施設の設置の許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第16条の6第1項
処 分 基 準	◎危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認又は危険物施設の設置の許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵していると認める場合は処分の対象となります。 なお、処分の性質上、どのような場合にいかなる措置命令を行うかは、個々の事案ごとに違反状況に基づき判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第16条の6第1項 市町村長等は、第10条第1項ただし書の承認又は第11条第1項前段の規定による許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

■消防法

第10条第1項 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

■消防法

第11条第1項 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

一 消防本部及び消防署を置く市町村（次号及び第3号において「消防本部等所在市町村」という。）の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（配管によって危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの（以下「移送取扱所」という。）を除く。） 当該市町村長

二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（移送取扱所を除く。） 当該区域を管轄する都道府県知事

三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長

四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事（2以上の都道府県の区域にわたって設置されるものについては、総務大臣）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.034

処 分 名	火薬類の譲渡又は譲受許可の取消し
処 分 の 概 要	許可に係る火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、許可を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第17条第3項
処 分 基 準	◎火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認める場合は処分の対象となります。 なお、処分の性質上、個々の事案ごと具体的な支障について判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■火薬類取締法 第17条第3項 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.035

処 分 名	火薬類の消費許可の取消し
処 分 の 概 要	許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、許可を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第25条第3項
処 分 基 準	◎火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認める場合は処分の対象となります。 なお、処分の性質上、個々の事案ごと具体的な支障について判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■火薬類取締法 第25条第3項 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.036

処 分 名	火薬類の貯蔵の技術基準適合命令
処 分 の 概 要	火薬類の貯蔵が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第11条第3項
処 分 基 準	◎火薬類の貯蔵が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■火薬類取締法 第11条第3項 都道府県知事は、火薬類の貯蔵が、前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができる。 第11条第2項 火薬類の貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.037

処 分 名	緊急措置（火薬類の消費者に係るもの）
処 分 の 概 要	災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、必要な措置をすることができます。
根拠法令等・条項	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第45条第1項
処 分 基 準	◎災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認める場合は処分の対象となります。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■火薬類取締法 第45条第1項 経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、船舶及び航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両（原動機付自転車を含む。以下同じ。）その他による運搬又は第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については都道府県公安委員会）は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、左に掲げる措置をすることができる。 一 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 二 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 三 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 （略）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.038

処 分 名	液化石油ガス供給設備の基準適合命令
処 分 の 概 要	供給設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）第16条の2第2項
処 分 基 準	◎液化石油ガス販売事業者の供給設備が技術上の基準に適合していないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第16条の2第2項 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.039

処 分 名	液化石油ガス消費設備の基準適合命令
処 分 の 概 要	消費設備が技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）第35条の5
処 分 基 準	◎消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の5 都道府県知事は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.040

処 分 名	緊急措置（液化石油ガス法対象設備に係るもの）
処 分 の 概 要	液化石油ガス供給設備及び消費設備について、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、必要な措置をすることができます。
根拠法令等・条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第39条
処 分 基 準	◎液化石油ガス供給設備又は消費設備について、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合は処分の対象となります。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■高圧ガス保安法 第39条 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置をすることができる。 一 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 二 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 三 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。